

令和4年度看護関係予算概算要求について

令和3年8月
厚生労働省

令和4年度 看護関係予算概算要求の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

① 看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

631百万円(631百万円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者育成のための支援等を行う。

また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取り組みを検証するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 **拡充** 84百万円(58百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

また、特定行為研修の受講者及び指定研修機関数の増加や修了者の活用をより一層図るため、特定行為研修修了者に係る医療の質に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金25億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

① ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業 15百万円(15百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手順の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えるとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

② 看護教員等養成支援事業(通信制教育) 8百万円(8百万円)

看護教員等の養成における通信制教育(eラーニング)の実施に必要な経費に対する支援を行う。

③ 看護教員教務主任養成講習会事業 11百万円(11百万円)

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

④ 新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業

26百万円(26百万円)

新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、経験が不足している臨床現場での学びを補うとともに、リアリティショックを低減し早期離職を防止することを目的として、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野等の臨床現場での体験学習を主とする研修を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

⑤ 危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業 **新規**

15百万円(0百万円)

新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症等の有事の際の危機管理を行うための看護マネジメント能力の向上を目指して、各都道府県が看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツの作成と検証に必要な経費に対する支援を行う。

(3) 看護業務の効率化に向けた取組の推進

看護業務効率化先進事例収集・周知事業

27百万円(27百万円)

看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定し、取組を周知するとともに、選定した先進的な取組を他施設が試行する際に必要な経費に対する支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

- ① 中央ナースセンター事業 **拡充** 372百万円(230百万円)
看護職員確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。
また、今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、潜在看護職の活用の重要性が再確認されたことに伴い、今後の新興・再興感染症対策等の有事に備え、中央ナースセンターが復職支援を行っている都道府県ナースセンターに対して、安心して就業するための研修等に必要な支援を行う。
- ② 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金242億円の内数
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

- ① 看護職員確保対策特別事業 44百万円(44百万円)
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金242億円の内数
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 人生100年時代の看護職キャリア継続支援ツール作成事業 20百万円(20百万円)
地域包括ケアシステムの推進や新型コロナウイルス感染症対応等における看護に対するニーズ拡大、出産等のライフイベントでキャリア中断が多い看護職自身の希望雇用形態の多様化を踏まえると、看護職に対する組織・領域横断的なキャリア形成を支援し、キャリアを可視化することが重要となっている。このため人生100年時代も見据えつつ、看護職の資格管理と連動させた就業継続支援を目的としたツール(ポートフォリオ等)を作成・活用することにより、就業場所の偏在是正や新興感染症に備えた人材活用等に向けた取組を推進するために必要な経費の支援を行う。
- ④ 看護提供体制の最適化に係る調査・分析事業 **新規** 45百万円(0百万円)
看護職員の領域偏在是正や医療資源の適正配分に向けて、看護サービスと患者アウトカムの関連について、医療機関等において日常的に報告している患者の状態や医療提供の程度に関するデータと、看護関連の指標について分析を行うことで、患者のアウトカムに影響する看護関連指標を抽出するために必要な経費に対する支援を行う。

⑤ マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム化事業 **新規**
82百万円（0百万円）

「デジタル改革関連法」が成立し、令和6年度中に国家資格等情報連携・活用システム（仮称）が導入されることに伴い、ナースセンターにおいても、より効果的な就業支援を行うため、看護職の資質の向上や就業の促進のためにマイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム構築が必要となることから、システム構築にかかる調査及び仕様書の作成に必要な経費に対する支援を行う。

⑥ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

166百万円(166百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

62百万円(62百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金242億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

事項要求（85,077百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるため、令和3年度に新たに位置付けた「病床機能再編支援事業」をはじめ、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

（参考）【対象事業】

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う事業。

③居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

④医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

⑤勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業(例)

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援
- ③ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
 - 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
 - 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
 - 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
 - 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
 - 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
 - 看護師宿舍の整備に対する支援
 - 看護職員の就労環境改善(多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など)に対する支援
 - 看護職員の勤務環境改善のための施設整備(病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設)に対する支援
 - 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
 - 医療勤務環境改善支援センターの運営

5. その他

看護職員も含めた医療従事者に対する各種研修等事業

【医政局地域医療計画課分】

- ① 救急医療業務実地修練等経費
 - ・ 看護師救急医療業務実地修練研修事業 ※救急医療業務実地修練等経費 15百万円の内数
救急看護業務を担う看護師の日常の救急看護能力の向上を図るとともに、救急外来等において、患者をトリアージできる知能・技能を習得するための研修を行う。
 - ・ 保健師等救急蘇生法指導者講習会 ※救急医療業務実地修練等経費 15百万円の内数
保健所勤務保健師等を対象に、救急蘇生法を教える指導者の養成を図るための講習会を実施する。
- ② ドクターヘリ事業従事者研修事業 7百万円（7百万円）
ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の養成・育成を図るための研修を行う。
- ③ 外傷外科医等養成研修事業 13百万円（11百万円）
重傷外傷の治療を担う医師・看護師を養成するため、重傷外傷に迅速かつ適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るための研修の実施に対する支援を行う。
- ④ NBC災害・テロ対策研修事業 7百万円（7百万円）
NBC（核、生物、化学）災害及びテロ発生時に適切な対応ができる医師等を養成するため、NBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を行う。
- ⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業 ※DMAT体制整備事業 881百万円の内数
災害急性期（発生後48時間以内）において、被災地で医療を提供するDMAT隊員（医師・看護師・業務調整員）を養成するための研修を行う。
- ⑥ 災害時小児周産期リエゾン養成研修事業 6百万円（6百万円）
災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーターをサポートする者を養成するための研修を行う。
- ⑦ 在宅医療関連講師人材養成事業 23百万円（23百万円）
小児を含む在宅医療、訪問看護の推進に資する、専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成の取組を主導できる講師人材の養成等を行う。
- ⑧ 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業 101百万円（101百万円）
本人の意思を尊重した人生の最終段階における医療・ケアを実現するため、本人や家族等の相談にのる医療従事者の育成研修等を行う。
- ⑨ 院内感染対策講習会事業 27百万円（27百万円）
医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策を実施するため、医療従事者を対象として組織的な対応方針の指示や教育等についての講習会を実施する。

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和4年度概算要求額 631,147千円（令和3年度予算額 631,147千円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

161,826千円（161,826千円）

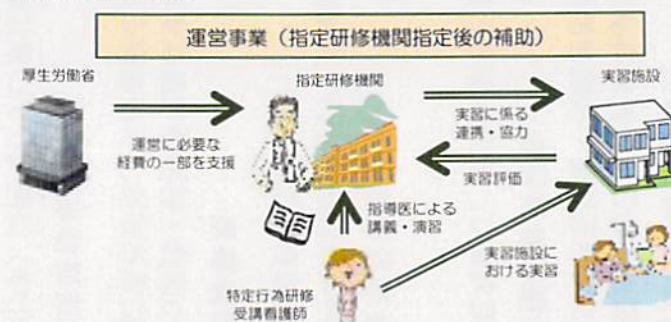
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円（418,018千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。看護師が特定行為研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、ポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る研修機関の養成力向上支援事業 39,618千円（39,618千円）

効率的な研修体制の確保を図る指定研修機関に対し、特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の効率的な運営に必要な、指導者にかかる経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費、指定研修機関等の連携に必要な会議等を開催する費用などの支援を行い、効率的な指定研修機関の運営についての検証を行う。【補助先：指定研修機関】

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和4年度概算要求額 83,897千円 (令和3年度予算額 58,088千円)

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担、研修修了者の実態把握など、特定行為研修の実態や課題について継続的なデータ把握を含め、調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者(主に指定研修機関や実習施設における指導者)向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

- ・目的: 特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要: 指導者(予定者含む)に対して、指導者講習会を実施
- ・委託先: 公募により選定された団体
- ・備考: 講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省



公募により選定
指導者講習会の
実施に必要な
経費を支援

委託先団体



指定研修機関や実習施設における
指導者向け講習会の企画、運営、
参加者募集 など



○指導者リーダー育成

- ・目的: 指導者講習会を企画・実施する者(リーダー)を育成する
- ・概要: 指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・委託先: 公募により選定された団体

実態調査・分析等事業【拡充】

◆調査・分析等の内容

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設(実習施設)における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果を測定する指標を用いた、医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆委託先: 公募により選定された団体

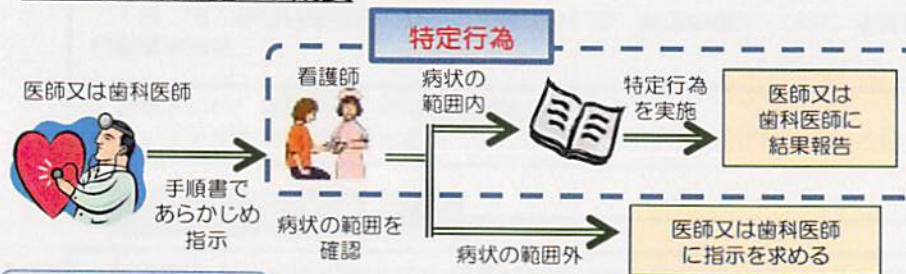
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和4年度概算要求額 6,328千円（令和3年度予算額 6,328千円）

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和4年度概算要求額
14,550千円

令和3年度予算額
14,550千円

背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

患者や家族が希望する、
住み慣れた場所での
穏やかな看取りの実現

事業概要

ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業

『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施
サテライト受講可能な体制を整えるための経費補助、医師向け研修の開催

講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方（意思決定支援含む。）
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

実地研修

- ◆2体以上の死体検案
又は解剖への立ち会い

※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施



看護教員及び実習指導者の資質向上

看護教員等養成支援事業（通信制教育） 令和4年度概算要求額 8,111千円 令和3年度予算額 8,111千円

事業目的

eラーニング（看護教員等養成支援事業（通信制教育）学習サポートシステム）を活用することにより、専任教員養成講習会及び実習指導者講習会の受講機会を拡大し、教員及び実習指導者の確保を目的とする。

事業概要

専任教員養成講習会実施要領（「看護教員に関する講習会の実施要領について」令和2年9月24日医政発0924第3号医政局長通知）によって実施される専任教員養成講習会及び保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱（令和2年9月24日医政発0924第5号医政局長通知）によって実施される実習指導者講習会の一部の教育内容について、実施団体が学習システムを運用し、通信制教育（eラーニング）を行う。具体的内容は以下のとおり。

① eラーニングコースの運用

複数の受講者が同日・同時間に受講することが可能な体制整備

② ヘルプデスクの運営

eラーニングコースの受講に関する問い合わせの一次対応 等

③ 管理機能の提供

受講者の受講進捗状況、質問内容、受講成績等の集計

④ チューター等機能の提供

eラーニングコースの内容に関する問い合わせのうち、専門的な質問への対応及びヘルプデスクで解決できない質問への対応、科目履修認定テスト不合格者へのレポート課題の提示及び添削 等

受講対象者

- ・教務主任養成講習会受講者
- ・専任教員養成講習会受講者
- ・実習指導者養成講習会受講者

厚生労働省

実施団体



委託

eラーニングコンテンツ提供

講習会実施団体

講習会実施団体

講習会実施団体

eラーニングにより
就労しながら受講が可能

受講生



委託先

公募により選定した団体

新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業

令和4年度概算要求額 25,563千円（令和3年度予算額 25,563千円）

背景

- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日付け事務連絡）では、看護基礎教育における実習について、演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないとされている。
- 看護基礎教育では、病院・施設・在宅等といった場に加え、対象の発達段階に応じ、新生児から高齢者まで幅広く多様な分野毎にそれぞれ臨床実習が必要であることから、R3年度、臨床現場に入職する看護職員のうち、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、いずれかの分野の臨床実習の経験が少ない者が入職する可能性があり、
 - ・患者の生の反応や現場の臨場感、一定期間実習に出ることによって得られる継続的・統合的な学び
 - ・病院以外の場や特定の領域での経験
 等が不足する状態での就業開始が想定される。臨床現場で経験を重ねることにより修得が可能な部分もあるが、基礎教育での臨床実習の経験が例年と比べ少ないことで、リアリティショックの増大や医療安全上の課題、職場での業務修得に例年より時間を要するなどの影響が考えられる。
- こうした影響は、**新人看護職員の早期離職や指導する現場の看護職員の負担の増大等に繋がり、安定的な看護職員確保を妨げる可能性が高い。**

事業内容等

◆事業目的：新型コロナウイルス感染症の対応に関連した看護基礎教育における臨床実習の経験の不足を補うことにより、新人看護職員のリアリティショックの軽減、職場適応を促進し、早期離職防止、臨床で指導をする看護職員の負担軽減を図ることを目的とする。

◆事業内容：看護職員の養成所・大学等がR2年度に基礎教育を修了した者を対象に実施する研修の運営に係る経費を補助する。

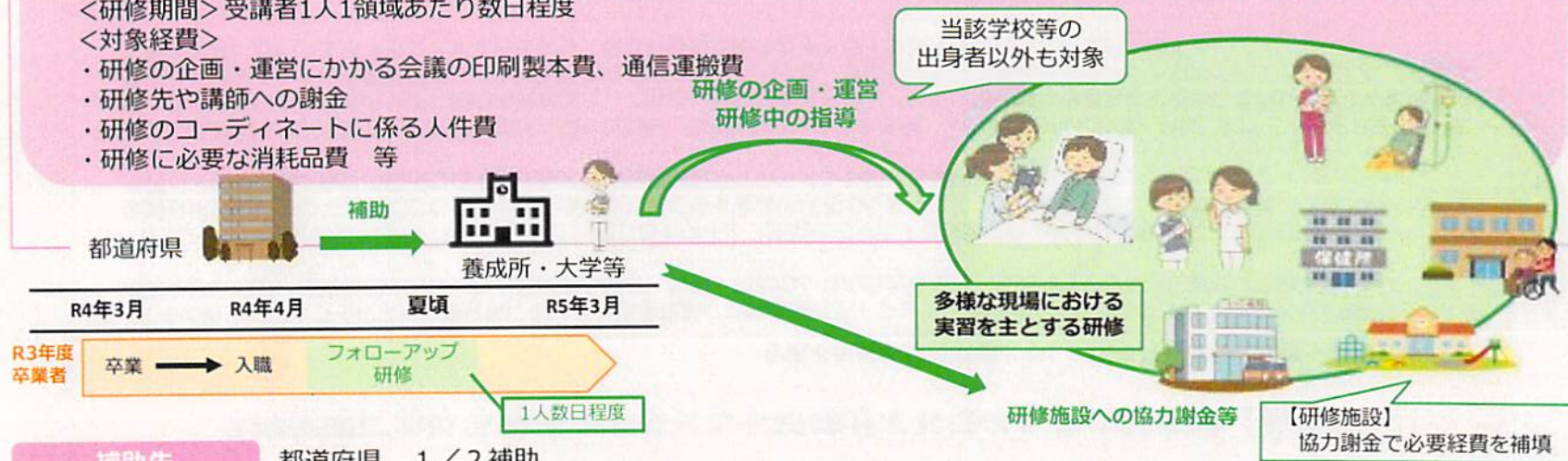
<研修対象者> R2年度に看護基礎教育を修了した看護職員

<対象とする研修> 新型コロナウイルス感染症への対応により、基礎教育において経験が不足していると考えられる臨床実習での学びを補うことを目的とし、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野の臨床現場での体験学習を主とする研修。

<研修期間> 受講者1人1領域あたり数日程度

<対象経費>

- ・研修の企画・運営にかかる会議の印刷製本費、通信運搬費
- ・研修先や講師への謝金
- ・研修のコーディネートに係る人件費
- ・研修に必要な消耗品費 等



補助先

都道府県 1/2補助

危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン作成等事業【新規】

背景・事業目的

令和4年度概算要求額 14,618千円（令和3年度予算額 0千円）

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策において、医療機関、訪問看護ステーション、施設等における新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員確保、感染管理を考慮した看護配置の検討、患者・職員の心身の安全管理等、看護管理者が非常に重要な役割を果たしてきた。
- 令和2年度厚生労働科学研究（特別研究）「新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究」において、新型コロナウイルス感染症対応に係る看護管理者の役割等についての調査を行い、令和3年度には当該研究結果を活用して看護管理者向けの新型コロナウイルス感染症対応看護マネジメント研修を実施する予定である。
- 看護管理者向けの研修は、感染症患者受け入れの準備、院内外のリソースの活用、人的資源の再配分等、新型コロナウイルス感染症に限らず、新興感染症や災害等の有事の際の危機管理として同様に役立つ内容を含んでいる。**限られた看護人材を有効に活用し、地域の医療提供体制を維持することは看護管理者にとって不可欠な能力であることから、今後も引き続き看護マネジメント能力の向上を目的とした研修を各都道府県において実施することができるよう、研修開催のためのガイドライン等作成を行うことを目的とする。**

事業概要

看護管理者向けの「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」が各都道府県において実施可能なものとなるように、研修開催のためのガイドライン及びコンテンツを作成し、その検証を行う。

① 研修ガイドラインの作成

各都道府県において「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」を実施できるよう、研修開催に係るガイドラインを作成する。

② 研修で活用可能なコンテンツの作成

各都道府県で実施する研修において活用可能な動画やテキスト等のコンテンツを作成する。

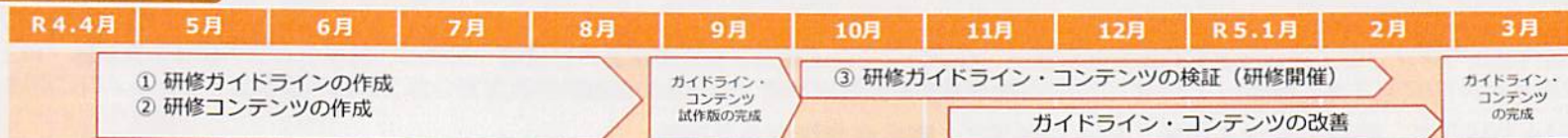
③ 研修ガイドライン及びコンテンツの検証

①及び②で作成したガイドライン及びコンテンツを用いて研修を開催し、内容の検証と必要に応じて改善を行う。

「危機管理における看護マネジメント能力向上研修」の概要

- ◆目的
新型コロナウイルス感染症対応を始め、新興感染症や災害等に対応するために必要な看護マネジメント能力の向上
- ◆対象
医療機関、訪問看護ステーション、施設等における看護管理者
- ◆内容
・組織において必要な看護職員確保策
・人的資源の再配分
・患者受け入れに向けた組織内の準備
・組織内外のリソースの活用
・患者及び職員の心身の安全管理
・医療機関等の機能の維持
・地域の医療提供体制維持のための看護職員活用 等

スケジュール



補助先

民間団体

看護業務効率化先進事例収集・周知事業

令和4年度概算要求額 26,821千円 (令和3年度予算額 26,821千円)

背景

「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」(平成29年4月6日)や「医師の働き方改革に関する検討会」(平成29年8月から実施)において、医師から看護職へのタスク・シフティング(業務の移管)の推進が議論され、看護職の活躍の場や業務の拡大が期待されている。

看護職の活躍の場や業務の拡大に伴い、これまで以上に看護業務の効率化を図り、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上が必要となる。

事業内容等

◆事業目的:

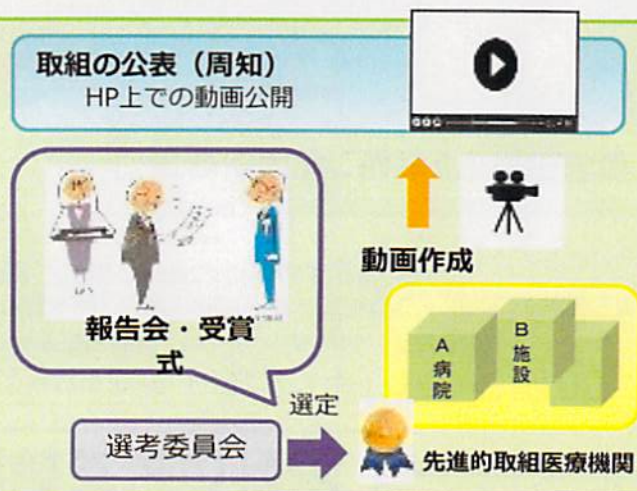
看護業務の効率化としては、他職種との連携推進、ICTの利活用等が想定されるが、各施設の特性により取り組みの程度や取り組める内容にも差異が大きいと想定されるため、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する。

◆事業内容:

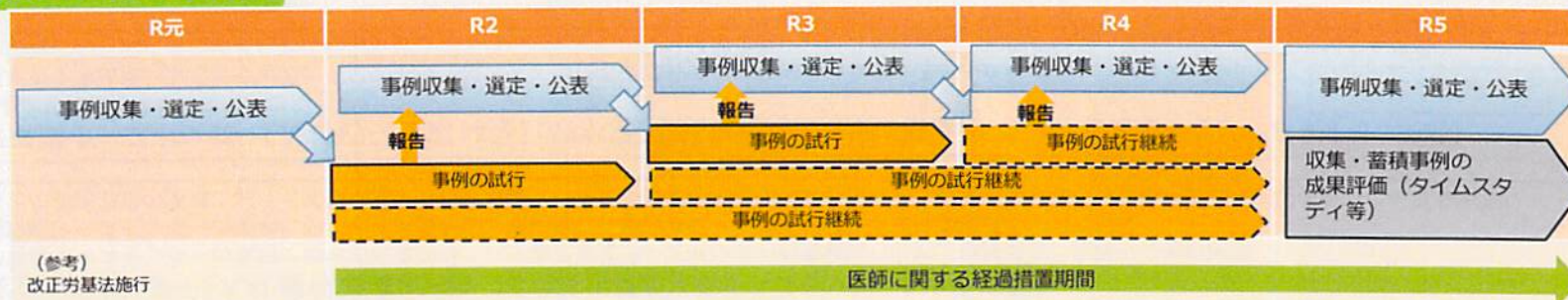
看護業務の効率化に資する取組を広く募集し、選考委員会を設置して先進的取組を選定・表彰、周知する。

<取組例> 申し送り時間短縮、ベッドコントロールのAI活用、体温や血圧・心拍数などの自動記録等

- 選考委員会を設置し、有識者の意見を聞いて先進的取組を選定。
- 周知方法は、取組事例の报告会+動画を作成しHP上で公表。
- 選定した先進的取組の他施設での試行を支援。



スケジュール (予定)



委託先

公募により選定した団体

中央・都道府県ナースセンター（事業概要）

○中央ナースセンター（人材確保法第20条）：1か所【各都道府県ナースセンターの中央機関】

- ①都道府県ナースセンターの業務に関する啓発活動
- ②都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整、指導その他の援助
- ③都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供
- ④2以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動
- ⑤その他都道府県ナースセンターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務

○都道府県ナースセンター（人材確保法第14条）：47か所【看護職員確保対策の拠点として無料職業紹介などの事業を行う機関】

各都道府県の看護職員確保対策の拠点として、

- ①近年の少子化傾向から若年労働力人口の減少を踏まえ、潜在看護職員の就業促進を行うナースバンク事業
- ②高齢社会の到来に対応するための訪問看護支援事業（訪問看護師養成講習会等）
- ③看護対策の基盤となる「看護の心」の普及に関する事業

※平成10年度 運営費を一般財源化

ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- 看護師等免許保持者による届出制度の創設** - 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- ナースセンターの機能強化** - 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんと復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
- 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

都道府県ナースセンター

届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供

届出データベース
「とどけるん」



都道府県看護協会が医師会、病院団体等とナースセンターの事業運営について協議

連携

ハローワークや医療勤務環境改善支援センター等と密接に連携

支援体制強化

より身近な地域での復職支援体制を強化（支所等の整備）

医療機関等に勤務する看護師等



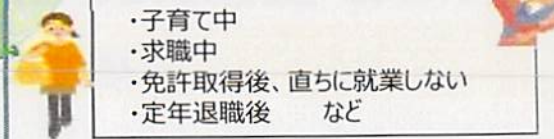
離職

離職時の届出
※代行届出も可

届出

復職

離職中の看護師等



- ・子育て中
- ・求職中
- ・免許取得後、直ちに就業しない
- ・定年退職後 など

ニーズに応じた
復職支援

中央ナースセンター事業(拡充)

令和4年度概算要求額 372,103千円 (令和3年度予算額 230,183千円)

【拡充内容】

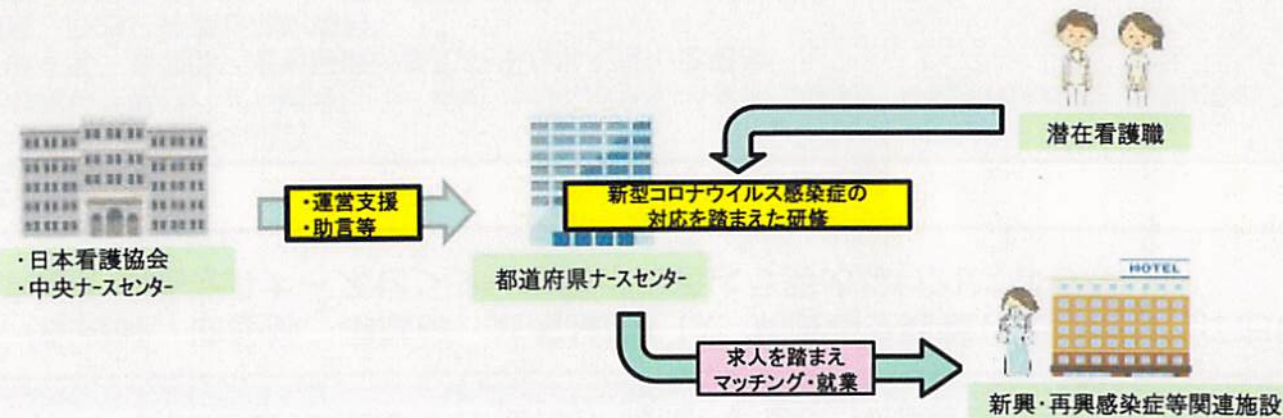
今般の新型コロナウイルス感染症対策において、潜在看護職の活用の重要性が再確認され、また、復職支援を行っている都道府県ナースセンターが非常に重要な役割を担ったことから、平時においても今後の新興・再興感染症対策等の有事に備え、復職支援の研修を強化するために、中央ナースセンターに必要な事業を実施するための予算要求をするものであり、新興・再興感染症関連業務等に安心して就業するために必要な研修経費を支援する。

○ 中央ナースセンター

- ・ 新興・再興感染症関連業務等に安心して就業するために必要な研修の企画・助言

○ 都道府県ナースセンター

- ・ これまでの新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた、新興・再興感染症関連業務等に従事するための研修を実施し、復職を支援



■ 看護師等人材確保法に基づく看護師等免許保持者の届出（平成27年10月1日施行）

- 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

1 届け出るタイミング

①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

3 届け出る方法

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>（看護師等の届出サイト「とどけるん」）

4 関係者による届出の支援

- ①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
 - 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者
- ②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

助産師活用推進事業

令和4年度概算要求額 83,850千円 (令和3年度予算額 83,850千円)

<助産師活用の背景>

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産、助産師外来、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

■ 助産ケア中心の妊娠・出産支援システムのメリット

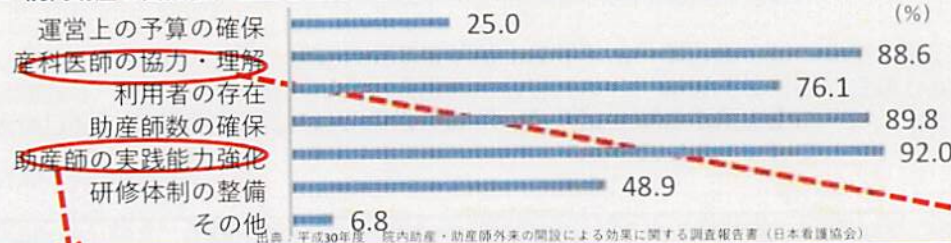
産婦人科診療ガイドラインでは、院内助産システムについてのメリットが示されている。

Low risk妊娠および分娩に対しては、**助産ケアを中心とした管理が、予後を填なうことなく妊婦から肯定的(満足度が高い)評価を受ける可能性がある。** 研究結果は、「**助産師が責任を持ち、妊娠から分娩まで助産師が深く関与した場合は、当該妊婦の満足度が高いこと**」を指摘しており、全妊娠および分娩の約3割は全妊娠期間を通じて**数回の医師のみ(助産ケアを中心として妊娠および分娩管理を行う)で良好な妊娠予後が得られること**を示唆している。(産婦人科診療ガイドライン2017)

「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。
(※医療法における「助産所」には該当しない)

■ 院内助産を開設後、運営を維持・継続する上で重要と思われる項目 (複数回答)



■ 院内助産・助産師外来の開設数及び導入率

		開設数		導入率
		箇所数	分娩取扱い箇所数	
院内助産	病院	160	1,031	16%
	診療所	54	1,242	4%
助産師外来	病院	563	1,031	55%
	診療所	438	1,242	35%

出典：医療施設調査 (平成29年)

助産師出向の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 協議会[※]の設置
 - 実践能力の高い助産師を育成
- ※ 既存の看護職員確保、助産師出向支援等の協議会でも可(都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医師会、都道府県行政担当者、学識経験者等)



助産所と嘱託医療機関等の連携に係る支援

助産所において、嘱託医療機関等を円滑に確保できるよう支援

- 連携医療機関確保のための
 - ・ 支援・調整
 - ・ 相談窓口の設置
 - ・ 調査・ヒアリング
 - ・ 研修会・カンファレンス 等
- (都道府県助産師会等)



院内助産・助産師外来の実際及び効果についての理解促進

院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要

産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

人生100年時代の看護職キャリア継続支援ツール作成事業

背景

令和4年度概算要求額 20,250千円（令和3年度予算額 20,250千円）

- 看護職は、ライフイベントによるキャリア中断が多く、人生100年時代には、定年前後世代の**プラチナナースを含めたキャリア継続支援が重要**。
- 急性期病院への就業場所の偏在が指摘されており、**組織や領域横断的なキャリア形成の支援が現在求められている**。
- 研究では、中途採用者を募集する施設は、勤務条件や職歴だけでなく看護実践能力を採用時に重視しているとされ、**継続的なキャリアの可視化へのニーズは高い**。特に、**新型コロナウイルス感染症の対応では、多くの潜在看護師が多様な現場（病院、保健所、宿泊施設等）での業務に復職したが、感染症対応の最前線で即戦力となることは難しい場合もあり、求める人材と働き手との短時間でのマッチングが困難な状況があった**。
- そこで、現場の求める経験やスキルを有する人材を的確にマッチングするために、**標準的なポートフォリオを示し、活用を推進することで領域・組織横断を想定した看護職のキャリア継続の支援を図り、人材を有効に活用できるよう、キャリアの可視化を進める必要がある**。
- 一部の病院で、**個人の経験や研修歴を蓄積し管理できるポートフォリオの活用例**があるが、組織内のみでの活用が多く、記録内容も施設毎に様々であり、標準化が必要である。
- 成果物は、現在、検討中の免許と紐付けた**資格管理と連動させることやナースセンターでの再就職支援等での活用**が想定され、**看護職の労働力確保だけでなく、就業場所の偏在是正や新興感染症に備えた人材活用にも繋がり**、ひいては地域包括ケアシステム実現への寄与が期待される。

事業内容等

- ◆事業目的：看護職の生涯にわたる継続的なキャリア形成を支援するツール（ポートフォリオ等）の活用を推進することで、
 - ・離職防止、組織・領域横断的な就業継続の促進により、看護職の労働力確保や新興感染症流行に備えた有効な人的資源の活用を支援
 - ・看護職の継続的な学習や資質の向上を支援することで、より質の高い看護の提供の実現を目的とする。

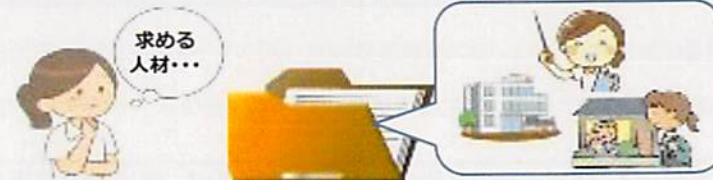
◆事業内容：

- ① ポートフォリオ等、継続的なキャリア支援を目的としたツールの活用実態の調査
- ② ①を踏まえ、継続的キャリアを支援する上で蓄積が必要な個人の経歴等（研修受講歴、技術修得歴、教育経験など）を検討し、モデル的なポートフォリオ等のツールの検討・作成、及び資格管理への反映を含めたマイナンバー等との連携についてシミュレーション等を活用した検討

※本事業の成果により、作成したツールを複数の医療機関等で試行的に活用し、内容の妥当性を検証を踏まえポートフォリオ等の活用モデルの提示を実現する。

◆実施体制：

- ②は有識者から構成される検討委員会で実施。（看護教育の知見を持つ者、ナースセンター、医療機関で採用や教育を担当する看護職等）



委託先

シンクタンク等

看護提供体制の最適化に係る調査・分析事業【新規】

背景・事業目的

令和4年度概算要求額 44,582千円（令和3年度予算額 0千円）

- 質の高い看護サービス提供には、患者アウトカムに対する看護サービスの貢献を可視化し、サービスの改善を行うことが必要。
- 特に、疾病構造や患者ニーズの変化及び地域医療構想の実現に対応するには、**地域全体での医療の質の担保**や看護職員需給分科会でも指摘されている**領域・地域別偏在の是正を念頭に、看護サービスの配分の適性化**について検討することが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、看護職が有する**専門的スキルを社会資源として有効に配分することの必要性**が強調されている。
- しかし、看護サービスと患者アウトカムの関連性を明確化した調査はされていない。
- 一般に、医療の質評価は「構造」「過程」「結果」の3つの視点から捉える。**看護においては、例えば看護提供体制、専門性の高い看護職員の有無、特定の看護技術の提供の仕方等により、患者の状態が変化することが想定される。**
- 多くの病床等で、患者の状態に関するデータ（DPC等）を提出しており、このデータを用いることで、患者の状態変化に対する看護実践・看護サービス提供が影響する度合いを評価することが一定程度可能となる。データを適切的に収集・分析することで、**新型コロナウイルス感染症の前後の比較も可能であり、当該感染症による看護サービス提供の変化が患者アウトカムに及ぼす影響**についても考慮ができる。
- 結果をもとに、**看護資源の配分の最適化を検討することで、看護職員の需給の検討において重要な観点とされている、ポストコロナにおける領域・領域別偏在を調整するための基礎資料とすることが可能となる。**

事業概要

- ◆事業内容：看護サービスと患者アウトカムの関連について、医療機関等が有する既存のデータを用いて分析を実施する。
療養病床等で既に収集している患者の状態を示すデータと、関連すると考えられる看護関連の指標について分析を行い、患者のアウトカム（例：再入院率、尿路感染率など）に影響する看護関連指標（例：特定行為研修修了者の活動の有無、看護提供体制など）を抽出する。
- ① 有識者を交えながら、既存の研究等の文献検討から、看護サービスの質評価における「構造」「過程」「結果」に該当すると考えられる指標を選定する。
- ② ①で選定した指標について、実際に患者の状態を示すデータ等を用い分析し、看護サービスの質評価指標としての妥当性を検討する。

【看護サービスの質評価指標のイメージ】

構造	過程	結果
看護職員により、常時、管理を実施している 認定看護管理者の就業の有無 特定行為研修修了者の活動の有無 等	身体抑制を実施している 1日8回以上の喀痰吸引を実施している リハビリテーションの実施頻度 等	トイレの使用 ADL得点 尿路感染 等

有識者による看護サービスの質評価に関連する指標の選定

↓
病床等に関するデータをもとに指標の妥当性分析

委託先

シンクタンク等



厚生労働省



委託先

データ提供（任意）



医療機関等

マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム化事業【新規】

令和4年度概算要求額 81,840千円（令和3年度予算額 0千円）

背景・事業目的

【背景】

- デジタル関連法に基づき、看護師等の資質の向上および就業の促進のための取り組みを支援するため、マイナンバー制度を活用し、届出の簡素化及びオンライン化※、マイナポータルを活用した資格所持の提示や、保健師助産師看護師籍簿と業務従事者届等の情報の突合による人材活用についてのシステムを令和6年度中に運用開始することとされている。

※ 対象職種：保健師、助産師、看護師、准看護師の他、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士を含む。

【目的】

- 厚生労働省において、就業中の看護職と潜在看護職の情報の把握が可能となる。
- 看護職への支援（潜在看護職に対する就業情報・研修情報の提供等）や潜在看護職の復職に係る課題分析及び解消を目的とした人材活用等のシステムを構築する。

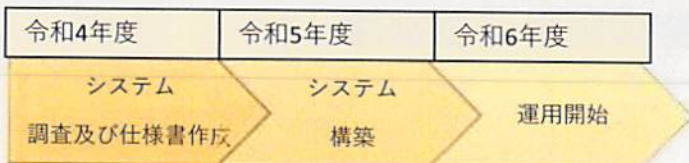
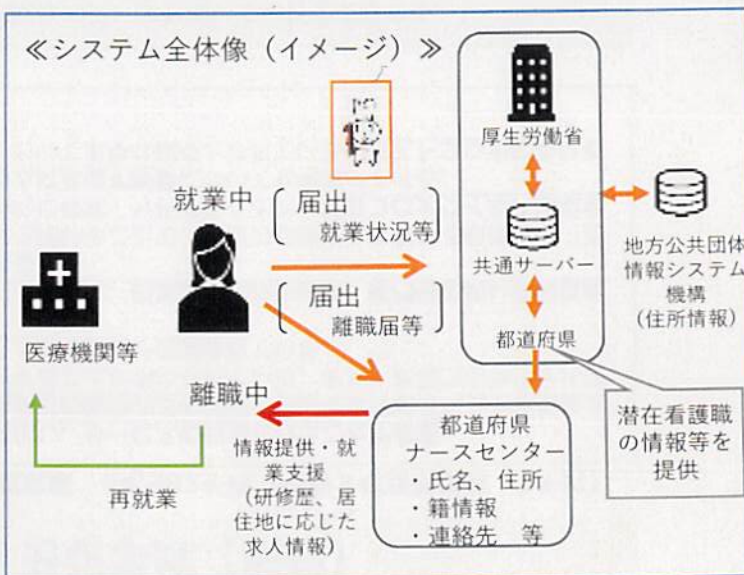
事業概要

マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム化のための調査及び仕様書の作成

システムの概要イメージ

- 看護職への支援や潜在看護職の復職に係る課題分析及び解消を目的とした人材活用システムを構築する。
- 業務従事者届と国家資格等情報連携・活用システム（仮称）（保健師助産師看護師籍簿が含まれる予定）がデータを連携し、潜在看護職情報を抽出するシステムを構築する。
- 上記により抽出された潜在看護職情報を看護職への支援や潜在看護職の復職に係る課題分析及び解消を目的とした人材活用システムへ提供するシステムを構築する。

等



医療専門職支援人材確保・定着支援事業

令和4年度概算要求額
10,138千円(10,138千円)

【課題】

- 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師・看護師等の医療専門職から、看護補助者や医師事務作業補助者のような「医療専門職支援人材」へのタスク・シフティングが重要であるとされている。しかし、医療専門職支援人材については、医療専門職支援人材となる可能性のある人に対する適切なアプローチが十分にできておらず、医療機関が必要な人材を必要なだけ確保することが難しい状況となっている。

(事業内容)

・医療機関における医療専門職支援人材の確保を支援するため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力、医療専門職支援人材となる方法等を示したリーフレットやポスター、PR動画を作成し、ハローワーク等で配布や放映するなどして、関係者への周知・啓発を行う。また医療専門職支援人材が継続して医療機関で勤務できるよう、支援人材の定着促進に資する研修プログラム等のツール開発や、支援人材活用の好事例周知、医療機関向けに支援人材の活用に関する情報発信をするなどの支援を行う。

◎ 医療機関での人材確保・定着支援に向けた取組を実施 (民間シンクタンク等に業務委託)

<人材確保事業>

リーフレットやポスター、PR動画等の作成



(主な取組)医療専門職支援人材の職種や魅力、仕事内容をPRするリーフレットやポスター、PR動画を作成する

ハローワーク等でのPR



(主な取組)ポスターをハローワーク等で掲示する／動画をHPに掲載する等により、シニア層も含めて、幅広く周知する

各医療機関で就業



<定着支援事業>



(主な取組)定着促進に資する研修プログラムの開発や展開、好事例の周知、医療機関向けに支援人材の活用をテーマにした研修等の開催など

経済連携協定(EPA)に伴う外国人看護師受入関連事業

外国人看護師・介護福祉士受入支援事業

令和4年度概算要求額 62,655千円(令和3年度予算額 62,494千円)

経済連携協定に基づき入国する外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修を実施するとともに、外国人看護師候補者受入施設における就労・研修が円滑に進むよう、看護専門家及び日本語専門家等による受入施設に対する巡回訪問を実施し、看護分野や日本語の研修方法等について指導するとともに、受入施設や候補者からの相談・苦情等に対応する。

(対象経費) 人件費、謝金、旅費、光熱水料、賃金及び借料、消耗品費等
(委託先) 公益社団法人国際厚生事業団(インドネシア・フィリピン・ベトナム)

外国人看護師候補者学習支援事業

令和4年度概算要求額 103,640千円(令和3年度予算額 103,640千円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等を行う。

(対象経費) 謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、消耗品費、委託費等
(委託先) 公募により選定

外国人看護師候補者就労研修支援事業

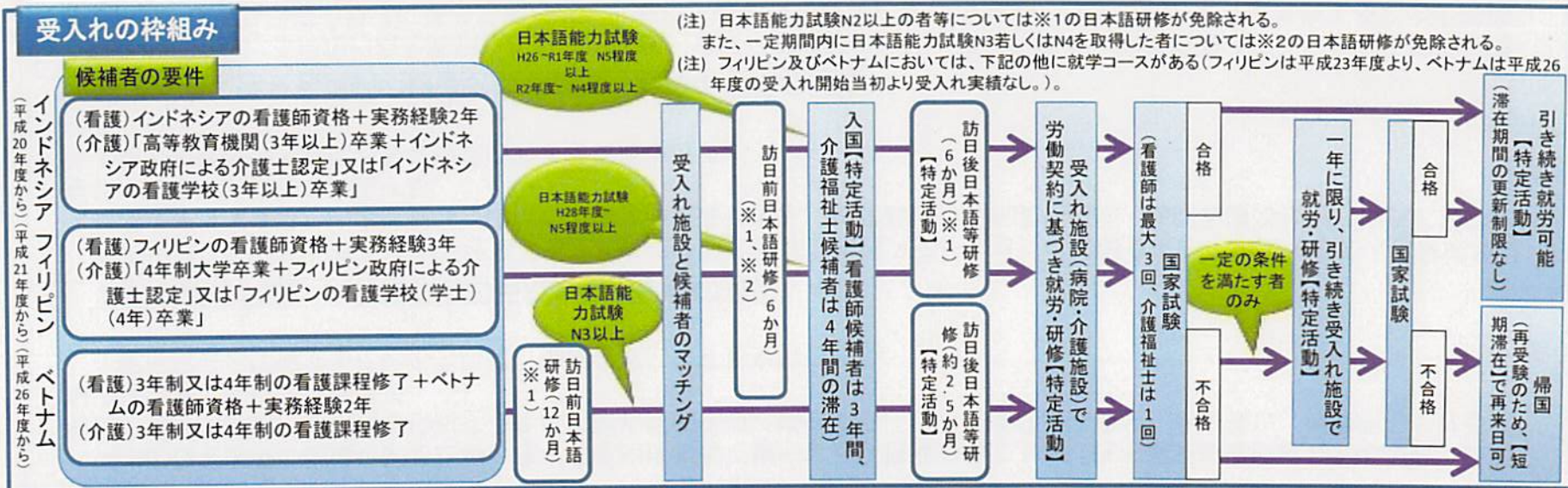
令和4年度概算要求額 医療提供体制推進事業費補助金 242億円の内数
(令和3年度予算額 239億円の内数)

外国人看護師候補者が就労する上で必要な日本語能力の向上を図るため、i)日本語学校・養成校への修学又は講師を招へいすために必要な経費 ii)研修指導者等経費や物件費の財政支援を行う。

(補助先) 都道府県 (間接補助先:外国人看護師候補者受入施設)
(対象経費) 報償費等
(基準額) i)117千円/人 ii)461千円/施設
(補助率) 定額

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

- 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。



受入れに係る実績

●受入れ人数 令和2年度までの累計受入れ人数は6,400人超

		H28年度以前	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	累計
		インドネシア	看護 593	29	31	38	23
	介護 1199	295	298	300	272	2,364	
フィリピン	看護 472	34	40	42	0	588	
	介護 1161※1	276	282	285	0	2,004	
ベトナム	看護 53	22	26	41	38	180	
	介護 417	181	193	176	193	1,160	
看護計		1,118	85	97	121	61	1,482
介護計		2,777	752	773	761	465	5,528

（※1）フィリピンの介護については、就学コース（平成21年度及び平成22年度）の人数を含む。
（※2）受入れに際しては、国内労働市場への影響等を考慮して、受入れ最大人数（各国ごとに看護200人/年、介護300人/年）を設定している。

●国家試験の合格状況

合格者数の累計

インドネシア		フィリピン		ベトナム		合計		
看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	看護師	介護福祉士	合計
203	723	209	555※3	117	484	529	1,762	2,291

（※3）就学コースにおいて養成校の卒業により資格取得した者（32人）を除く。
令和2年度試験の実績（合計欄の（ ）内は、日本人を含めた全体の数字）

	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
看護師試験	140	17	12.1%	111	25	22.5%	84	28	33.3%	(66,124)	70	23.1%
介護福祉士試験	400	146	36.5%	375	130	34.7%	178	164	92.1%	(84,483)	440	46.2%

入国年度別の累計合格率（平成28年度入国者まで）

	看護師国家試験										介護福祉士国家試験									
	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度	H45年度		
インドネシア	28.3%	43.6%	36.2%	27.6%	33.4%	29.3%	21.2%	26.1%	23.1%	52.1%	76.1%	76.9%	75.4%	68.7%	54.8%	50.3%	50.5%	40.8%		
フィリピン	17.2%	23.9%	32.9%	17.9%	50.0%	52.8%	41.3%	45.0%	50.0%	39.6%	67.3%	52.9%	60.7%	56.7%	51.3%	58.4%	49.3%	38.2%		
ベトナム	-	-	-	-	-	81.0%	100%	83.3%	75.0%	-	-	-	-	-	94.8%	97.1%	96.5%	92.9%		

（※4）介護の平成28年度入国者は令和元年度が初めての受験であり、令和2年度が滞在延長年度となる。その他は再受験を含めた累計。

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

○ 看護職員の定着促進のための宿舎整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舎の整備に対する支援を行う。

○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

令和4年度地域保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省健康局健康課保健指導室
令和3年8月

地域保健対策

7.4億円

1. 地域保健対策の総合的な推進

2.1億円

地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進する。

(主な事業)

- ・地域保健総合推進事業 1.5億円
- ・新しい生活様式下における熱中症予防対策事業 20百万円

2. 人材育成対策の推進

59百万円

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制の構築を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

(主な事業) 地域保健従事者現任教育推進事業 37百万円

3. 地域・職域連携体制等の推進

65百万円

広域的な地域・職域保健の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

(主な事業) 地域・職域連携推進事業 64百万円

4. 地域健康危機管理対策の推進

4.2億円

地域での健康危機管理体制の確保のための体制の整備等を図る。

(主な事業) 健康安全・危機管理対策総合研究事業(※厚生科学課計上)

3.3億円

5. 被災地の健康支援活動に対する支援【復興】

被災者支援総合交付金(復興庁所管)120億円の内数

東日本大震災により長期にわたり仮設住宅で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、福島県における仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進に必要な経費について財政支援を行う。

- ・被災地健康支援事業
(交付先) 福島県

※ 他局計上分を含む。

被災地健康支援事業については、被災者支援総合交付金(復興庁所管)120億円の内数として一括計上のため、地域保健対策関係予算の合計額に含まれない。

保健所等の機能強化

14.6億円

新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所の業務を踏まえ、今後の感染拡大局面も見据えた保健所の体制整備を推進する。

(主な事業)

- 地域健康危機管理体制推進事業 7.9億円
新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の拡大に備えるため、都道府県が設置する、保健所業務を支援することができる潜在保健師等の派遣の仕組みであるIHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team)の整備やIHEAT登録者に対する研修等に要する経費について地方公共団体へ補助を行う。

- 地方衛生研究所の機能強化等経費 4.8億円
地方衛生研究所に対する検査機器の整備や検査実施に関するトレーニングについて支援を実施するとともに、有識者による検討の場を設け、今後の地方衛生研究所の在り方について調査・検討を行う。

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関への支援体制の構築 (平成26年10月1日施行)

【事業イメージ (全体像)】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み (勤務環境改善マネジメントシステム) を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制 (医療勤務環境改善支援センター) を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。(都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。)

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

医療労務管理支援事業

(医療労務管理アドバイザー等の配置)

○労務管理面でのアドバイザー等の配置

社会保険労務士、
医業経営コンサル
タントなど

一体的な
支援

医業経営アドバイザー

- 診療報酬制度面
- 医療制度・医事法制度面
- 組織マネジメント・経営管理面
- 関連補助制度の活用等に関する専門的アドバイザーの派遣等

地域医療介護総合確保
基金対象事業

労働基準局予算

都道府県労働局が執行

令和4年度要求額 労働保険特別会計7.4(6.2)億円

都道府県
労働局

※ 地域の関係団体と連携した支援
医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・病院協会・
社会保険労務士会・医業経営コンサルタント協会等

マネジメントシステム
の普及・導入支援、
相談対応、情報提供等

医政局予算

都道府県衛生主管部局

令和3年度予算額 地域医療介護総合確保基金
公費1179億円(1194億円)の内数

勤務環境改善に取り組む医療機関

勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各
部門責任者やス
タッフが集まり協
議

ガイドラインを参考に
改善計画を策定

課題の抽出

現状の分析

改善計画の策定

- ・医療従事者の働き方・休み方の改善
多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進
医師事務作業補助者や看護補助者の配置
勤務シフトの工夫、休暇取得の促進 など
- ・働きやすさ確保のための環境整備
院内保育所・休憩スペース等の整備
短時間正職員制度の導入
子育て中・介護中の者に対する残業の免除
暴力・ハラスメントへの組織的対応
医療スタッフのキャリア形成の支援 など

ナースセンター・ハローワーク連携事業の概要

職業安定局

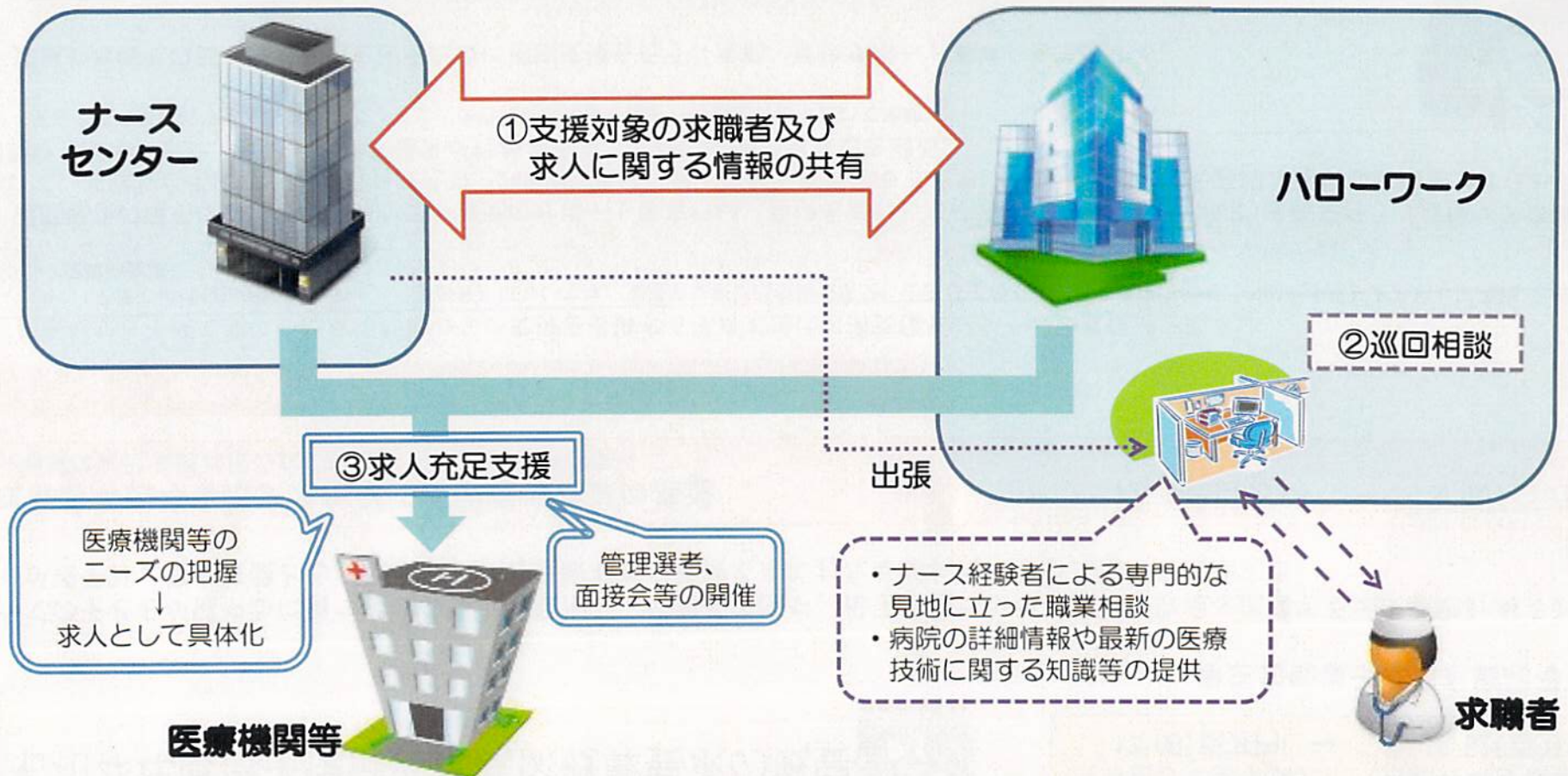
事業目的及び事業内容

令和4年度概算要求額 人材確保対策推進費 44億円の内数

ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）への就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングの強化を実施。

【主な事業内容】

- ① 支援対象の求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援





令和4年度母子保健対策関係概算要求の概要



健やか親子21

(令和3年度予算) (令和4年度概算要求)
17,051百万円 → 18,528百万円

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,105百万円 → 13,467百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) 産後ケア事業の全国展開の推進等【拡充】

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、重層的支援体制整備事業交付金及び子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ② 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。
※ 産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助。
- ③ 家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進する。



(2) 不妊症・不育症への支援

- ① 不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。
- ② 不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づく不妊治療等に関する広報啓発やピアサポーター等の研修を実施する。

(3) 低所得の妊婦に対する妊娠判定料支援事業【新規】

若年妊婦など特に低所得の妊婦については、妊娠判定料の支払いを躊躇することにより、妊娠の確認が遅れ、支援につながらないケースがあることから、若年妊婦などの低所得の妊婦を対象として、妊娠判定料の一部又は全部を補助することで、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげる。

(4) 妊婦訪問支援事業【新規】

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から孤立した育児に陥るなど、育児が困難になることが予測される妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに、健診の受診を促すために必要な費用の補助等を行う。

(5) 母子保健対策強化事業【新規】

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図る。

(6) 地域健康総合支援センター事業（仮称）【新規】

現在、都道府県が実施主体として実施している「生涯を通じた女性の健康支援事業」、「不妊症・不育症支援ネットワーク事業」を統合して新たに「地域健康総合支援センター（仮称）」を創設し、教育機関や福祉部局との連携を図りつつ、不妊治療やNIPTに係る相談対応及び性や妊娠に係る正しい科学的知見の提供等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。

(7) 産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(8) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。



(9) 新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(10) 予防のための子どもの死亡検証体制整備等【拡充・一部新規】

- ① 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、都道府県が収集したデータや提言を集約することや、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実施する。
- ② また、令和4年度においては、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行うとともに、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(11) 子どもの心の診療ネットワーク事業

様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 出生前検査認証制度運営等補助事業【新規】

NIP Tに係る実施医療機関の認証制度の運用等を行う「出生前検査認証制度等運営委員会」を運営するために必要な費用を補助するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行う。

① 出生前検査認証制度運営事業

「出生前検査認証制度等運営委員会」において、NIP T実施医療機関の認証制度の運用等を行うために必要な費用の補助を行う。

② 出生前検査認証制度等広報啓発事業

NIP T受検を希望する妊婦が非認証医療機関ではなく、認証医療機関において受検するよう国民に対して広報啓発を行うために必要な費用の補助を行う。

2 未熟児養育医療等

3,705百万円 → 3,769百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 研究事業の充実（成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業）

773百万円 → 825百万円

生涯にわたる健康の礎をなす妊娠期、小児期の心身の健康課題や、近年の社会及び家庭環境の変化等により多様化している課題等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。

4 成育基本法に基づく取組の推進

34百万円 → 34百万円

令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、成育過程にある当事者も含めた社会全体に対し効果的な普及啓発等を実施する。

5 旧優生保護一時金の支給等

386百万円 → 385百万円

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、厚生労働大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援を行う。

6 その他

48百万円 → 48百万円

上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、別途、事項要求。

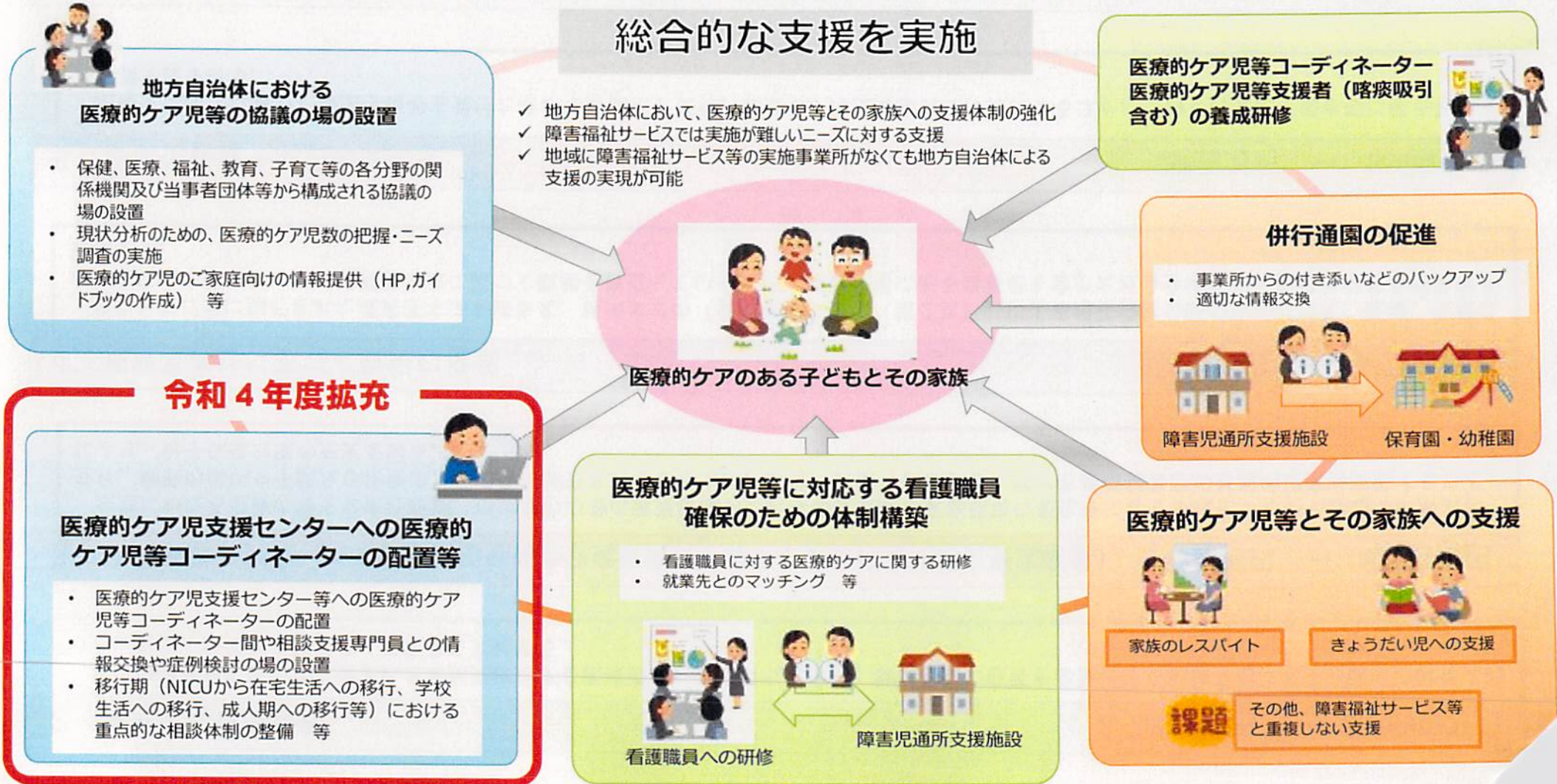
医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

令和4年度概算要求額（令和3年度予算額）：4.7億円（2.2億円）

【事業内容】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく医療的ケア児支援センターの設置（医療的ケア児等コーディネーターの配置）により、医療的ケア児とその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げるための支援を行うとともに、地方自治体における協議の場の設置や医療的ケア児に係る支援者の養成研修、医療的ケア児やその家族の日中の居場所作りや活動の支援等を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村



医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター (都道府県)

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関間を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。

等

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

等

管内の情報の集約

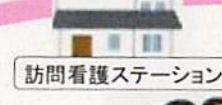
- ・調整困難事例の相談
- ・地域の医療的ケア児の状況の共有

市町村等（地域の支援の現場）

障害者就業・生活支援センター
ハローワーク 等



訪問看護ステーション



医療機関



障害児通所支援事業所

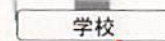


医療的ケア児やその家族を支援
する多職種による連携体制の構築

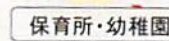


相談支援事業所

学校



保育所・幼稚園



支援の実施

センター設置により相談先が
明確化。



医療的ケアのある
子どもとその家族

どこに相談すれば
良いか分か
らない。。



- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。